

改 正 案

現 行

（一般の利用に適合する予報及び警報）  
 第四条（略）

（一般の利用に適合する予報及び警報）  
 第四条（略）

種類	内 容
（略） 地震動予報	（略） 地震動（発生した断層運動による地震動をいう。以下この条及び次条において同じ。）の予報

種類	内 容
（略） 地震動予報	（略） 地震動（発生した断層運動による地震動をいう。以下この条において同じ。）の予報

（特別警報）

（新設）

第五条 法第十三条の二第一項の規定による特別警報は、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種 類	内 容
気象特別警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する特別警報
地震動特別警報	地震動に関する特別警報
火山現象特別警報	噴火、降灰等に関する特別警報
地面現象特別警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報
津波特別警報	津波に関する特別警報
高潮特別警報	台風等による海面の異常上昇に関する特別警報
波浪特別警報	風浪、つねり等に関する特別警報

（航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報）

（航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報）

第六条（略）

第五条（略）

種類	内容
飛行場予報 (略) 飛行場警報 (略)	公共の用に供する飛行場及びその付近を対象とする 気象、地象、津波、高潮及び波浪の予報 (略) 公共の用に供する飛行場及びその付近を対象とする 気象、地象、津波、高潮及び波浪に関する警報 (略)

(水防活動の利用に適合する予報及び警報)

第七条 (略)

(警報事項の通知)

第八条 法第十五条第一項の規定による通知は、次に掲げるところにより行うものとする。

種類	通知先
気象警報 高潮警報 波浪警報 (略)	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
火山現象警報 津波警報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地面現象警報 洪水警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

二 (略)

三 法第十四条の二第一項の規定による警報の種類及び通知先

種類	内容
飛行場予報 (略) 飛行場警報 (略)	公共の用に供する飛行場及びその付近を対象とする 気象、地象、津波、高潮及び波浪の予報 (略) 公共の用に供する飛行場及びその付近を対象とする 気象、地象、津波、高潮及び波浪に関する警報 (略)

(水防活動の利用に適合する予報及び警報)

第六条 (略)

(警報事項の通知)

第七条 法第十五条第一項の規定による通知は、次に掲げるところにより行うものとする。

種類	通知先
気象警報 高潮警報 波浪警報 (略)	海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
火山現象警報 津波警報	警察庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地面現象警報 洪水警報	都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

二 (略)

三 法第十四条の二第一項の規定による警報の種類及び通知先

種類	通知先
水防活動用気象警報	消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関
水防活動用高潮警報	消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社の機関
水防活動用洪水警報	警察庁、消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

四 法第十四条の二第二項又は第三項の規定による警報の種類及び通知先

種類	通知先
水防活動用洪水警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

(特別警報に係る警報事項の通知)

第九条 法第十五条の二第一項の規定による通知は、次の表の区分に従い、行うものとする。

種類	通知先
気象特別警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
高潮特別警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
波浪特別警報	日本放送協会の機関
地震動特別警報	日本放送協会の機関
火山現象特別警報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社の機関
津波特別警報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社の機関
地面現象特別警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

種類	通知先
水防活動用気象警報	国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関
水防活動用高潮警報	国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社の機関
水防活動用洪水警報	警察庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

四 法第十四条の二第二項又は第三項の規定による警報の種類及び通知先

種類	通知先
水防活動用洪水警報	都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

(新設)

(気象庁以外の者の行うことができる警報)

第十条 法第二十三条ただし書の政令で定める場合は、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受け取ることができない状況にある地の市町村の長が津波警報をする場合とする。

(登録検定機関の登録の有効期間)  
第十一条 (略)

(気象庁以外の者の行うことができる警報)

第八条 法第二十三条但書の政令で定める場合は、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受け取ることができない辺すうの地の市町村の長が津波警報をする場合及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受け取ることができなくなつた地の市町村の長が津波警報をする場合とする。

(登録検定機関の登録の有効期間)  
第九条 (略)